

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月31日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成26年4月1日、会社A（以下「会社」という。）に入社し、平成28年3月14日、B所在の会社C工場を運営する会社D（以下「事業場」という。）に在籍出向し、品質管理業務に従事していた。
- 2 請求人によると、業務が多忙となり長時間労働となったほか、平成28年7月中旬、事業場で取引業者が洗剤散布のデモンストレーションを行っていた際、洗剤が入っていたボトルが破裂し、破片が同僚に当たり負傷する事故（以下「本件事故」という。）を目撃し、その後、不安な気持ちが重なり落ち込むようになったという。請求人は、同月25日、E医療機関を受診し、「うつ病」と診断された。
- 3 請求人は、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、平成28年12月1日から平成29年5月12日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月15日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人の精神障害の発病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期について、F医師は、平成30年1月29日付け意見書において、要旨、「平成28年7月下旬頃、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病していたものと判断する。」との意見を述べている。請求人の症状の経過等からみて、F医師の意見は妥当であり、請求人は平成28年7月下旬に本件疾病を発病したものと認められる。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①転勤によって、従来とは異なり、かつ重大で負担も極めて大きな職務に就くことになったこと、②転勤前に行っていた品質管理業務のほか、決裁業務、対外業務、労務管理業務、施設管理、クレーム処理、現場の意見調整など極めて多様な業務を新たに行わなければならなくなったこと、③同僚が負傷した事故を目撃したこと、④同僚が負傷した事故について、工場長から責任を追及されたことを主張しているので、以下検討する。

##### ア 事業場への転勤について

Gは、要旨、「請求人の配属先は、社員が1名の品質管理の席だが、私が品質管理係長を兼務しサポートする体制をとっていた。そのため、請求人が前任者や周りのベテラン社員と比べて勤務年数が浅くても問題はなかった。」と述べている。また、Hは、要旨、「請求人の前任者も30代の若い社員で請

求人よりはキャリアを積んでいたが、特にベテランが配属されるポストではないと思う。工場長もフォローするし、部署の他のスタッフもいるので、一人で抱えるようなことはないと思う。」と述べている。

以上の出来事を認定基準別表1の具体的出来事「転勤をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて心理的負荷の強度を検討すると、事業場への配属は請求人が希望した転勤であり、1人で担当としてある程度の負担があったと推認されるものの、工場長が品質管理係長を兼務し、請求人をサポートしており、分からないことは他の社員に相談できたこと、前任の工場時代と同じ品質管理業務を担当していることから、転勤後の業務の負荷は軽微であったと推認され、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

#### イ 業務の繁忙について

Hは、要旨、「請求人は、平成28年5月に『例年になく忙しい。』と答えたとのことだが、はっきりとした記憶はない。今の方が忙しい印象がある。」と述べている。また、Gは、要旨、「平成28年9月から新しい商品の生産が予定されていたが、4月～7月まで特に大きな変化はなく、例年に比べて忙しい状況などはなかった。昼食中に自身の担当業務のことで呼び出しがあったとしても、昼食中であれば昼食後に対応を依頼するので、食べるのを中断することはなかったはず。排水処理施設の管理は、排水を1日に2度ほど目視でチェックする業務である。」と述べている。また、請求人が事業場で勤務を始めた平成28年3月以降のクレーム処理件数については、同年4月に3件、5月に4件、6月に6件であり、件数が多くないことが確認できる。

これらの申述を踏まえ、業務の繁忙について、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて心理的負荷の強度を検討すると、決定書に説示するとおり、時間外労働時間は、発病前2か月から同1か月で26時間52分増加していることが認められるが、その後の業務に多大な労力を要した事情も認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」とするのが相当である。

なお、当該出来事は、上記アの「転勤をした」の出来事後の状況とみなすの

が相当であるが、それを踏まえて全体評価しても「中」とするのが相当である。

ウ 本件事故を目撃したことについて

この出来事は、認定基準別表 1 の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると認められるが、決定書に説示するとおり、請求人は無傷で、Hも鼻血のみの軽傷であり、悲惨とまではいえない事故であることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

エ 本件事故について責任を追及されたことについて

Gは、要旨、「請求人からの報告を受けたとき、『ゴージャルしていなかったのか。』と聞いたところ『していませんでした。』と請求人が答えたので『なぜしていなかったのか。』と言ったと思う。」と述べているが、その後、請求人が事故の責任を問われた事実や、事後対応を行った事実は一件記録からは確認できない。

この出来事は、認定基準別表 1 の具体的出来事「会社で起きた事故・事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると認められるが、Gから事実関係の確認を受けているにとどまり、事故後の責任追求や事後対応を行った事実は確認できないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とするのが相当である。

なお、当該出来事は、上記ウの「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」の出来事後の状況とみなすのが相当であるが、それを踏まえて全体評価しても「弱」とするのが相当である。

(4) 以上にみたとおり、上記アとイを関連した出来事として総合評価すると「中」、ウとエを関連した出来事として総合評価すると「弱」であり、心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月13日